

津山市地域公共交通総合連携計画 パブリックコメント募集中

2/26
まで

平成21年3月に設置された「津山市地域公共交通の活性化及び再生に関する協議会」では、これまで調査や市民アンケート、協議を重ねてきました。その結果、1月に津山市地域公共交通総合連携計画（素案）を策定し、2月にパブリックコメントを実施しています。

計画素案の公表場所 ①交通政策課（市役所4階）
または各支所市民生活課（執務時間内）②市ホームページ

応募資格 ①市内に住所がある人②市内に事務所
または事業所がある個人、法人、その他団体③
市内に通勤または通学する人

応募方法 定められた用紙に、住所、氏名（団体
名）、電話番号を明記し、交通政策課へ持参ま
たは郵送、ファクス、電子メールで応募（電話
や口頭、氏名・住所が明記されていない意見は
受け付けできません）

意見の取り扱い 意見の概要とこれに対する考え
方をホームページで公表（個人情報非公開）

問い合わせ先 〒708-8501津山市山北520交通政
策課 ☎32-2075、☎32-2154、Eメールkoutuu
@city.tsuyama.okayama.jp

これまでの経過

平成21年
3月 「津山市地域公共交通の活性化及び
再生に関する協議会」設置

4月
8月 各種調査・市民アンケートを実施

9月 基本方針の決定

10月
12月 地域ごとの課題を協議

平成22年
1月 連携計画（素案）の策定

計画の目標
バス路線を効率的な体系に再編し、
利用を促進することで維持・継続
できる地域公共交通とすること

農地制度が変わりました

平成21年12月に「農地法等の一部を改正する法律」が施行され、新たな農地制度がスタートしました。

新たな制度は、これ以上の農地減少を食い止め、農地を確保するとともに、農地の貸借を行いやすくし、最大限利用することをねらいとしています。

ポイント1 農地の貸借規制が緩和されました

- ・農地を利用できる者の範囲が拡大（一定の要件を満たす必要があります）

ポイント2 遊休農地に対する指導が強化されました

- ・農地として有効に利用するよう指導を強化

ポイント3 違反転用に対する罰則が強化されました

- ・罰則が強化（原状回復命令に従わないと3年以下の懲役または300万円以下の罰金＜法人は1億円以下＞に処せられます）
- ・県知事による行政代執行制度が新設

ポイント4 農地を相続した場合は、農業委員会への届け出が必要になりました

- ・農業委員会に届け出が必要（耕作できない場合には、貸借などのあっせんの相談を受けることができます）

問い合わせ先 農業委員会事務局（市役所4階）☎32-2159

都市計画道路の見直し説明会を開催します

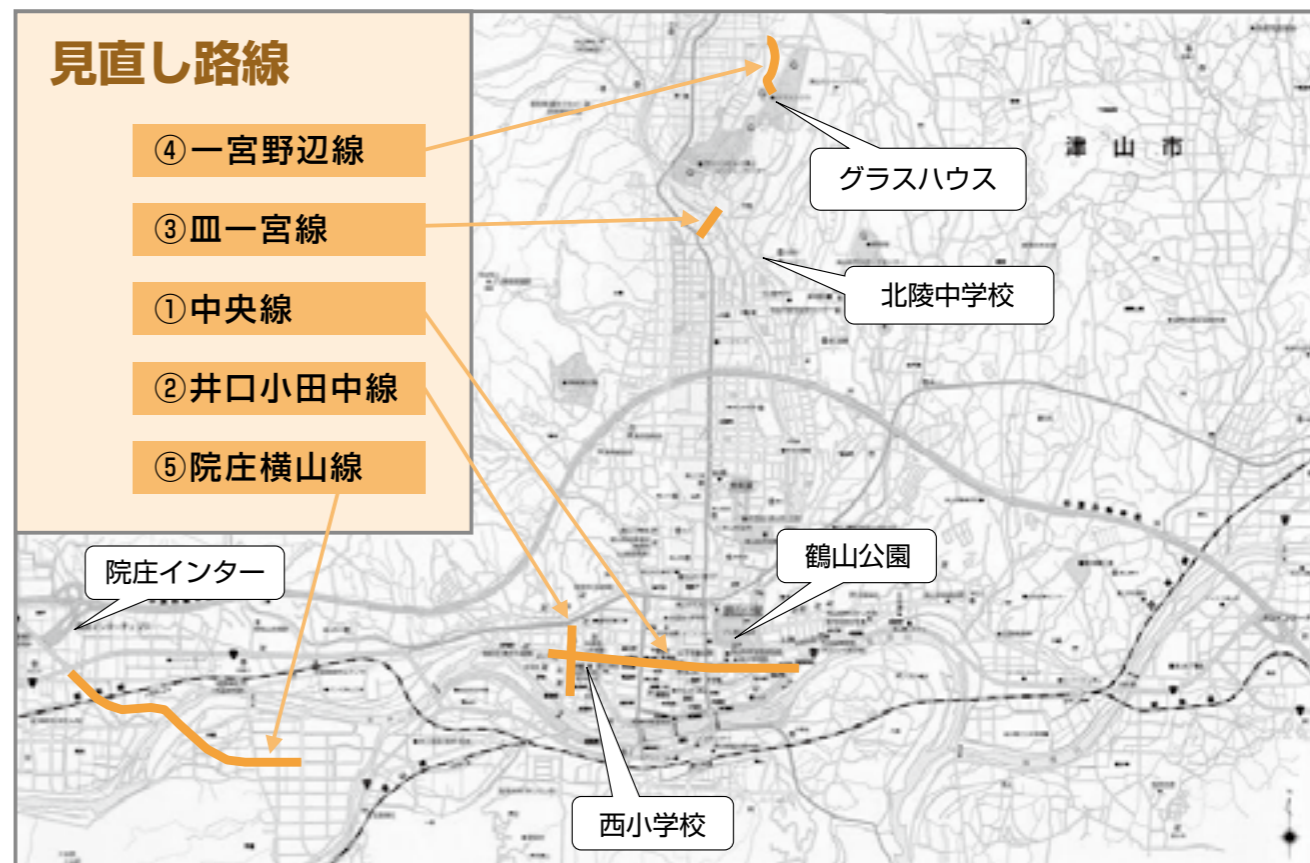
昭和40年代、都市の高度成長を前提に全国で都市計画道路が決定されましたが、社会情勢の変化に伴い見直しが各地で行われています。津山市においても、必要性が低下したり実現が難しい路線（区間）の見直しを進めています。市民の皆さんのご意見をお聞きする説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

日程表

説明路線	説明対象者（町内）	とき	ところ
①中央線 ②井口小田中線	安岡町、茅町、新茅町、西寺町、 西今町、小田中	2月24日(水)13:00～	城西公民館
	鉄砲町、宮脇町、上紺屋町、細工町、 坪井町、福渡町	2月24日(水)15:00～	
①中央線 ②井口小田中線	本町三丁目、下紺屋町、鍛冶町、 田町、本町二丁目、美濃町、 元魚町	2月26日(金)13:00～	津山圏域雇用労働 センター
	二階町、山下、大手町、材木町、 橋本町、林田町、勝間田町	2月26日(金)15:00～	
③皿一宮線 ④一宮野辺線	上河原、大田、東一宮	3月2日(火)15:00～	一宮公民館
⑤院庄横山線	院庄	3月4日(木)15:00～	院庄公民館
	中島、平福	3月5日(金)15:00～	佐良山公民館
すべての見直し路線	全域	3月8日(月)19:00～	津山総合福祉会館
		3月11日(木)19:00～	津山総合福祉会館

見直し路線

- ④一宮野辺線
- ③皿一宮線
- ①中央線
- ②井口小田中線
- ⑤院庄横山線



問い合わせ先 都市計画課☎32-2096